

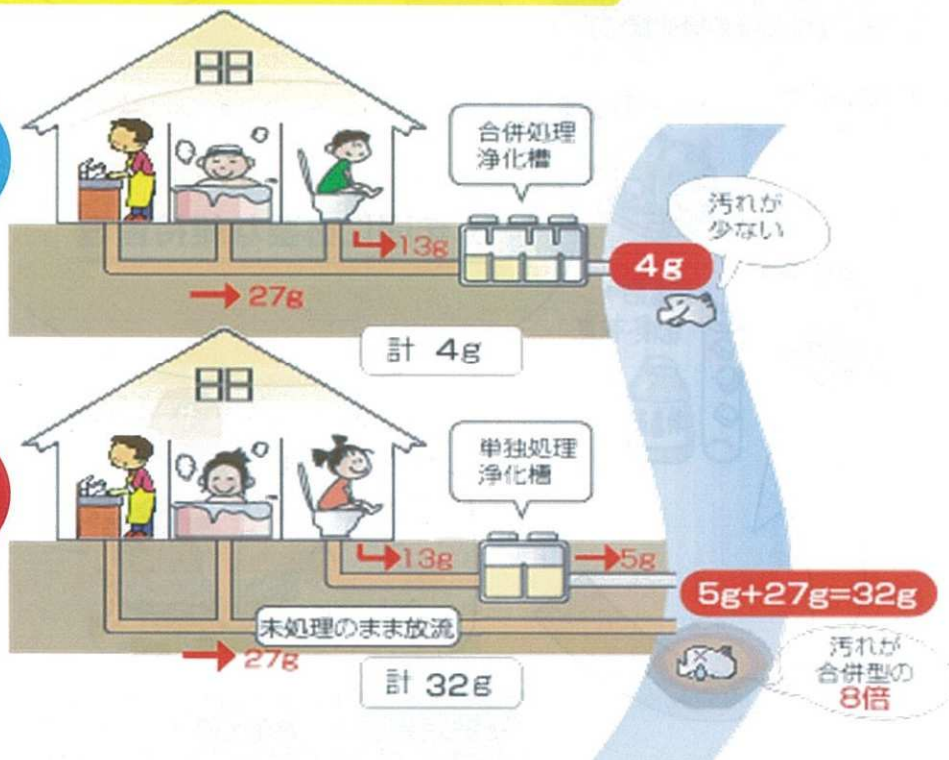
これが決まり! これが決まり! ～浄化槽は生きています～

単独処理浄化槽は、微生物の働きによって、トイレから出る排水の汚れをきれいにする装置です。身近な水環境を守るため、浄化槽の「決まり」を守って正しく使いましょう。

トイレ・台所・風呂等からの排水の水質汚濁物質量は1人あたり1日40g!!
(BOD 濃度×水量で算出、BOD とは水の汚れの指標です)

《合併処理浄化槽》

下水処理場並みの処理性能



《単独処理浄化槽》

トイレの汚れのみを処理

◎浄化槽内の微生物にダメージを与えないよう、日ごろの「決まり」を守ろう!!

浄化槽の機能を維持するためには、浄化槽内の微生物が活発に働ける環境を整えておく必要があります。微生物にダメージを与えないよう、次の「決まり」を守りましょう。

★使用上の注意

- トイレットペーパー以外のものを流さない(例:紙おむつ、衛生用品、タバコの吸いがら等)
- 清掃には酸性・アルカリ性の強い薬品を使わない(中性のものを使用)
- 送風機の電源を切らない
- 浄化槽の上に物を置かない



●兵庫県知事指定浄化槽検査機関

一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ: <http://www.hyogo-suishitsu.jp>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修

維持管理・検査に関するお問合せは



エコアクション21
認証番号 0002335